

特別免許状の申請に係る提出書類

- 特別免許状の申請に係る提出書類は、令和5年1月30日付け4教職第1208号通知「教育職員免許関係の事務処理について」にて通知した提出書類から追加しております。  
 【追加した書類】
  - ・学校種の教科ごとの専門性を確認できる資格や経験等の証明書類
  - ・基準第4(1)①の要件を満たすことの証明書類（勤務実績の証明書類等（在職期間、職務内容を確認できる書類））
  - ・基準第4(1)②の要件を満たすことの証明書類（資格証明書の写し、受賞歴等を確認できる書類）
  - ・勤務予定校以外からの推薦書（任意様式で1通以上）
- 授与候補者の経験等により提出書類は異なりますのでご注意ください。
- 以下の書類に加え、必要に応じて追加書類をいただく場合があります。

検定項目	提出書類 注1・2	授与候補者の経験等			留意事項
		【基準第4(1)本文の要件を満たすことにより申請する場合】	【基準第4(1)①の要件を満たすことにより申請する場合】	【基準第4(1)②の要件を満たすことにより申請する場合】	
共通事項	教育職員検定額（様式第9の2の2）	◎	◎	◎	手数料：免許状1件につき5,200円分の愛知県収入証紙を貼付。
	所有する教員免許状及び更新講習確認証明書等の写し	○	○	○	所有している場合のみ必要。（免許状を紛失している場合、愛知県で授与された免許状であれば紛失届、他県で授与された免許状であれば授与証明書を提出すること。）
	履歴書（様式第5）	◎	◎	◎	
	申請する特別免許状に関連する資格等の証明書等の写し	○	○	○	特別免許状の授与判定に影響を及ぼすと思われる場合は、その証明書等を提出すること。
	日本語能力試験に関する証明書の写し	○	○	○	外国人である場合のみ必要。
	戸籍抄本	○	○	○	提出書類の氏名、本籍地が同一でない場合に必要。
	住民票	○	○	○	外国人である場合のみ必要。
	在留カードの写し	○	○	○	外国人である場合で、永住者の場合のみ必要。
	返信用封筒	○	○	○	角形2号封筒にあて名を記載し、切手490円分を貼付すること。（公立学校を経由する場合は不要。）
基準第3 欠格条項	誓約書（様式第3）	△	△	△	
	卒業証明書等	◎	◎	◎	高校、短大、大学、大学院又は高等専門学校のもの。（専門学校、専攻科のものは不可。）
基準第4 授与候補者の教員としての資質	実務に関する証明書（様式第4） 注3	◎	×	×	証明欄の証明者については、以下の表を参照すること。
	学校種の教科ごとの専門性を確認できる資格や経験等の証明書類	◎	×	×	
	基準第4(1)①の要件を満たすことの証明書類（勤務実績の証明書類等（在職期間、職務内容を確認できる書類））	×	◎	×	
	基準第4(1)②の要件を満たすことの証明書類（資格証明書の写し、受賞歴等を確認できる書類）	×	×	◎	
	人物に関する証明書（様式第7） 注3 <u>勤務予定校以外からの推薦書（任意様式で1通以上）</u>	◎	◎	◎	証明欄の証明者については、以下の表を参照すること。 特別免許状推薦書（様式第9の3）と同一の内容は不可。
自己申告書（任意様式）	◎	◎	◎		
基準第5 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施	特別免許状推薦書（様式第9の3） <u>（勤務予定校からの推薦書）</u>	◎	◎	◎	「その他の推薦理由」欄に以下の事項を記載すること。 ・学校教育の効果的な実施に特に必要がある理由 ・研修計画や学習指導要領の共通理解のための体制など任用（雇用）後の受入体制について
基準第6 身体	身体に関する証明書（様式第8）	△	△	△	

◎：必要 ○：授与候補者によっては必要 △：現職教員の場合は不要 ×：不要

- 注1 外国語で書かれた書類には、すべて別紙で日本語訳を添付してください。
- 注2 提出書類のうち「写し」のものについては、勤務予定校の所属長の原本証明をしたものが必要です。

注3 証明欄の証明者について

人物に関する証明書 （様式第7）	証明欄の証明者について		
	教員としての勤務を予定している学校※1	証明者	
公立学校	大学附置の国立学校	所屬長	所轄庁
	大学附置の学校	学校長	当該大学の学長
	市町村立学校	学校長	市町村教育委員会
	都道府県立学校	学校長	都道府県教育委員会※2
私立学校	学校長	理事長	
※1 勤務予定学校の所属長、所轄庁の証明を受けること。 ※2 愛知県立学校の場合は、所轄庁の証明は不要			
実務に関する証明書 （様式第4）	証明欄の証明者について		
	教員の勤務する学校	証明者	
公立学校	大学附置の国立学校	所屬長	所轄庁
	大学附置の学校	学校長	当該大学の学長
	市町村立学校	学校長	市町村教育委員会
	都道府県立学校	学校長	都道府県教育委員会※2
私立学校	学校長	理事長	
※ 愛知県立学校の場合は、所轄庁の証明は不要			